広島県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成１９年２月１日
条例第４号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２００条第２項及び第２０２条の規定に基づき、広島県後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局の設置）

第２条　監査委員に関する事務を処理するため、監査委員に事務局を置く。

２　事務局職員の定数は、広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成１９年広島県後期高齢者医療広域連合条例第６号）の定めるところによる。

（監査等の通知及び結果の報告）

第３条　監査又は検査若しくは審査（以下「監査等」という。）を行うときは、監査委員は期日を指定し、あらかじめ監査等の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査等を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

２　監査等の結果の報告又は通知若しくは公表は、当該監査等の終了後速やかに行うものとする。

（公表の方法）

第４条　監査委員が行う公表は、広島県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成１９年広島県後期高齢者医療広域連合条例第２号）に定める公表の例による。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。